## 【中南米協働隊 規約】

- 1. (名称)この組織は、「中南米協働隊」(西語名=Entidad Colaboradora entre América Latina y Japón)と称する。
- 2. (所在地)静岡県熱海市上多賀1065-525
- 3. (目的)この組織は、中南米諸国、とりわけ、ニカラグア共和国との絆を、政治や宗教にこだわることなく、強化することを目的に活動する。
- 4. (構成員)この組織の構成員は中南米協働隊の会員によって構成される。
- 5. (事業)この組織は、目的を遂行するために、ニカラグア共和国と日本国の絆・連帯を強化することに資する全般的な活動を行う。その詳細は、随時、決定次第確定してゆくものとする。
- 6. (会員)この組織の会員には、次の二つのタイプがある。
  - (1)普通会員:本組織の活動全般に参加する。
  - (2) 賛助会員: 寄付だけ、またはイベントなどのボランティアとして関わり原則として 総会議決権を持たない。

この組織の目的に賛同する人は、上記の会員タイプのいずれかを選び、登録をする。 また、入会・退会などの規定は、共同代表の判断に委ねる。

- 7. (総会)この組織は、年に一度総会を開催し、活動を締めくくり、また次年度の事業計画を立てる。総会は普通会員で構成し、委任状を含め全体の過半数の参加を以って成立とする。総会の議案は、出席者の過半数の賛同を以って可決される。
- 8. (役員)この組織は、2名の共同代表によって運営され、必要に応じ、運営委員や会計監事などの機能別担当者を任命するものとする。
- 9. (運営)この組織は、原則として共同代表によって運営されるが、必要に応じ、運営委員会を 設置することがある。その場合には、事業によって企画委員会やプロジェクトチームを 設けることが出来る。

規約の変更、組織の解散及び合併などへの対処は、共同代表に委ねる。

- 10. (会計)この組織は、会費、事業収入、寄付、助成金などの財源により運営される。 会計年度の収支決算と次年度予算は、総会で承認を得るものとする。 この組織の会計年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。 会計年度の収支決算は、会計監査を経て、総会の承認を得るものとする。
- 11. (設立年月日)この組織の設立年月日は 2015 年 11 月 14 日とする。
- 12. (規約施行日)本会則は 2015 年 11 月 14 日より施行する。
- 付記 1. 普通会員の会費は、年額3.000円とする。
  - 2. 寄付金は一口 1,000 円とし、上限は設けない。
- この規約の記載内容について事実と相違ないことを証明します。

静岡県熱海市上多賀1065-525

代表者 成瀬 健治